

平成21年 4月

学校災害（地震）対応マニュアル （ホームページ版）

どうぞ御覧ください。

より活用できるマニュアルにするために、
御意見等をお寄せいただければ幸いです。

仙台市立六郷中学校

984-0834 若林区六郷13-1
289-2158(職員室・停電対応)

294-9352(FAX)

学校災害（地震）対応マニュアル

平成21年 4月
仙台市立六郷中学校

1 ねらい:

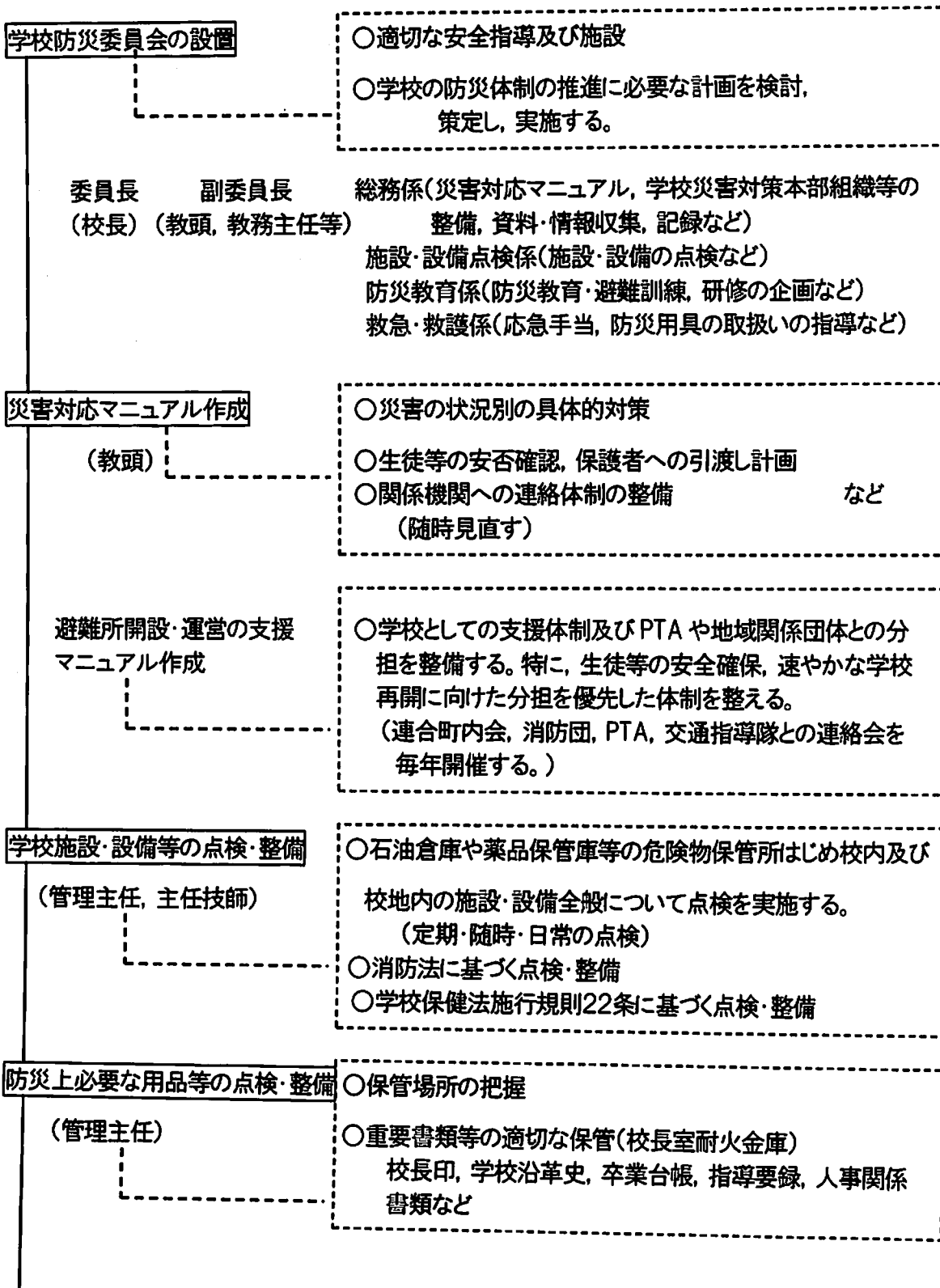
過去の大規模な災害、特に、大地震の教訓を生かし、生徒等の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的なマニュアルを作成し、スムーズな対応に備える。

2 内容:

(1) 日常的な学校の防災活動	2
(2) 学校災害対策本部の組織	4
(3) 教職員在校時の災害対応マニュアル	5
① 基本的対応	5
② 被災状況別の対応	6
(4) 校外活動中の災害対応マニュアル	7
(5) 登下校時の災害対応マニュアル	8
(6) 教職員在校時外の災害対応マニュアル	9
(7) 教職員非常配備計画	10
(8) 避難所開設・運営の支援マニュアル	11
1 日常の確認事項	
① 収容避難所における学校施設の利用計画	11
② 利用場所	12
③ 校舎等の鍵の保管	13
④ 開放・運営に係る区役所との確認	13
⑤ 災害物資の情報	13
【参考】コミュニティ防災センター資材	
2 避難所開設・運営の協力・支援	
① 支援マニュアル	15
② 支援班の役割	17
(9) 授業再開に向けた対応マニュアル	19
(10) 主要連絡先一覧	20
① 公所、医療機関等一覧	20
●土曜午後、日曜祝日に診療している医療機関	
② 学区内避難所等	22

(1) 日常的な学校の防災活動

日ごろの安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定める。



避難経路・避難場所の想定及び確認

(管理主任)

- 災害状況別(在校時, 登下校時等)に具体的な避難方法及び第一次避難場所, 第二避難場所を想定し, 実地に確認しておく。
- 生徒等, 教職員の共通認識

防災教育の実施

(管理主任, 研究主任)

※ 3 防災教育の推進参照

- 「自分の生命は自分で守る」ということを基本に, 必要な知識・技能・態度の修得に主眼を置いて, 教科等の時間も含めた指導
- 生徒の発達段階に応じた防災教育の実施
- 多様な状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭, 地域と共に考える防災教育の実施
- 防災研修の実施
- 「心のケア」の視点に立つ研修(カウンセラー)

情報・連絡体制の整備

(教頭, 情報主任)

- 円滑かつ的確な情報の伝達
- 一元的な情報の管理
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど, 情報連絡体制の整備
- PTAと災害時の協力体制, 緊急連絡方法の協議
- 近隣校, 地域団体との連携

家庭・PTA・地域との連携

(教頭, PTA 会長)

- 各種の機会を通じて, 避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の生徒等の動向, 学校の対応などを知らせておく。
- 在校時災害における学校への連絡方法の周知や在校時外の方法に係る協力の要請。
* 日ごろからの「開かれた学校」

(2) 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、各学校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく必要がある。

六郷中学校災害対策本部

- 本部長(校長) : 対策本部の総括, 意思決定
- 副本部長(教頭) : 本部長の指示による連絡・報告等
- 副本部次長(教務主任): 各班の連絡・調整等

教職員は、生徒の安全確保・救護を第一に行い、生徒の安否の確認を優先して行う。

総務班

- 災害情報の収集
- 警察・消防等への通報連絡
- マスコミ、親類等外部への対応

避難誘導班

- 避難誘導
- 生徒等の安全確保
- 保護者との連絡
- 生徒等の下校引渡し

救護班

- 生徒等の被災者の救護

消火 施設点検班

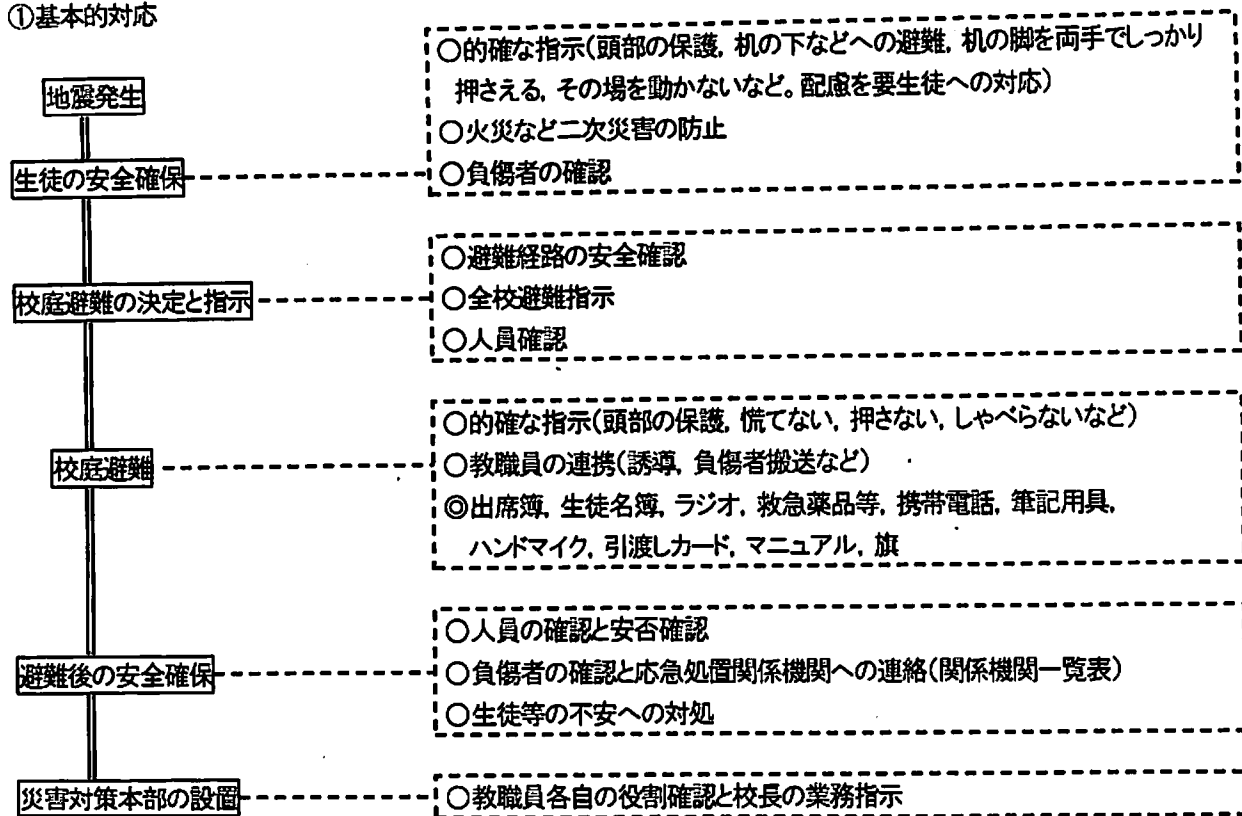
- 消火
- 校舎・体育館等の被害状況の点検把握, 危険回避
- 通学路等の被害状況把握

搬出班

- 重要書類の搬出保管

(3)教職員在校時の災害対応マニュアル

①基本的対応



①避難場所での対応

①生徒の不安に対する対処, 安全確保(少人数で全体が見渡せるように, 生徒等のそばにいて, 勝手な行動を取らないように指示)

②被害状況の把握

②学校施設・通学路の点検

- 通学路及び生徒等の校舎内避難, 避難所開設等のための, 外見上の安全確認
- 危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応

③災害情報の収集

③ マスコミ:地震の規模, 余震の可能性と規模, 津波などの二次災害の危険性等の情報収集

④市教委への報告

地域:学区の被害状況, 危険箇所, 若林区本部等関係機関等との連絡

④ 被害の状況, その他学校内外の指導事項の確認, その他の情報収集, 状況に応じた臨時休校措置

⑤外部との対応

⑤ 保護者, 親類, 知人, マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間, 校種間連携のネットワークの確立(近隣で支援し合えることはないか, 情報交換する。)

平素からの円滑な交流が必要

⑥避難所の開設

⑥ 避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動

校庭避難後の対応決定

- ①避難継続
- ②保護者への連絡

保護者への引き渡し

- 生徒等の校舎外避難後の対応決定(生徒等を保護者に引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法, また保護者と連絡が取れなかった場合の下校方法, 更には生徒等を学校で避難継続する場合やその後引き渡す場合の連絡方法について, 基本的パターンを定め, 学校と保護者との共通理解を図っておく必要がある。)
- 対応決定後の保護者への連絡

② 被災状況別の対応例

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○教師による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる) ○火気使用中であれば消火する。 ○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認 ○余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		○実験中であれば、危険回避の指示(ガス、薬品、熱)
体育館		○中央に集合させ、体を低くするように指示(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。)
校庭		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむように指示 ○揺れが収まれば、素早くプールから出るように指示 ○避難準備(サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)

【指示例】 ①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」

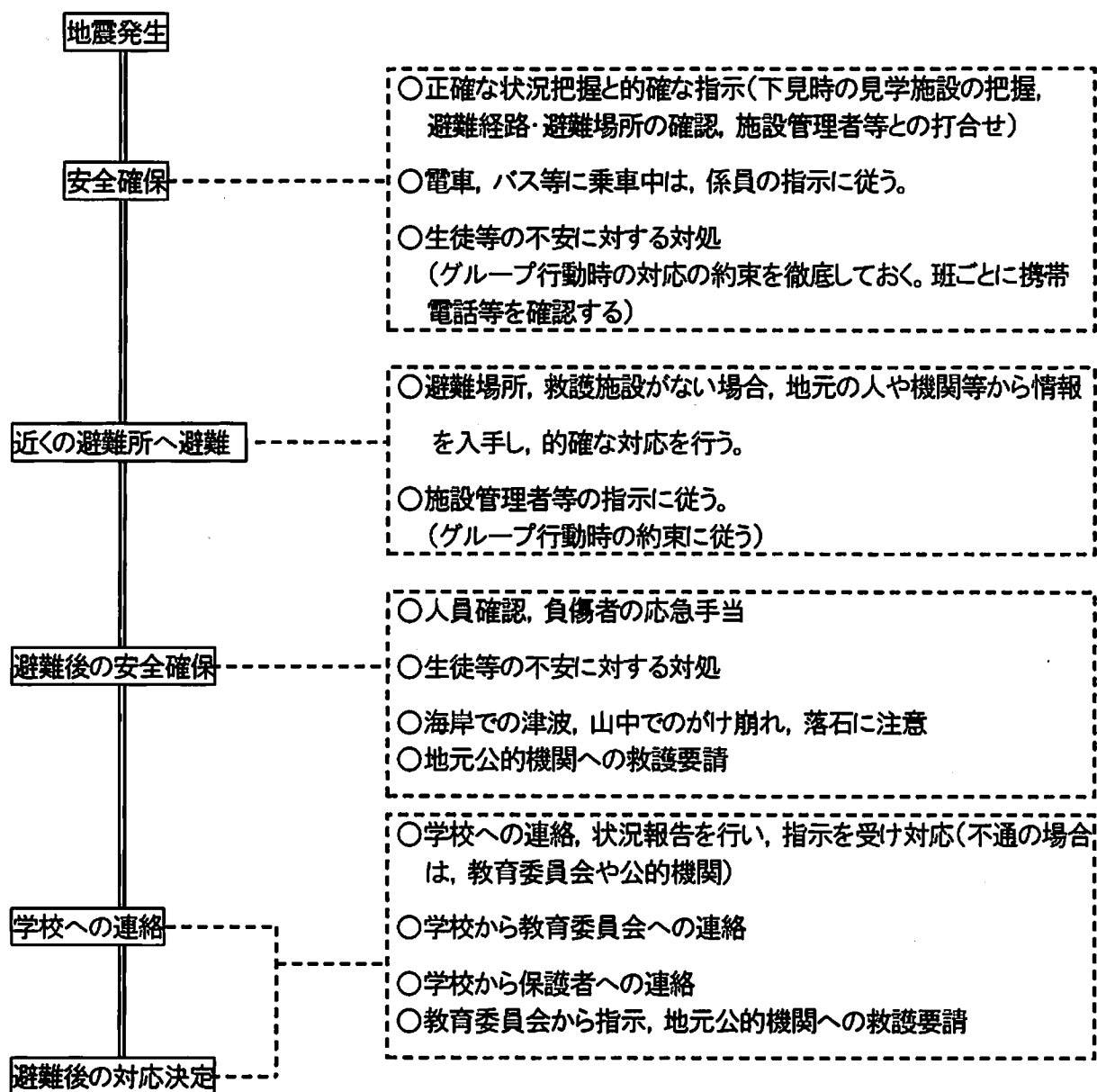
②「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難しなさい。上からの落下物に気を付けながら、落ち着いて指示に従って校庭に避難しなさい。」

イ 教師と生徒等が離れている場合

(始業前、休み時間、放課後)

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気を付ける。 ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示(揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示) ○教職員は分散して生徒等の安全確保、指示誘導
校庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。	○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当

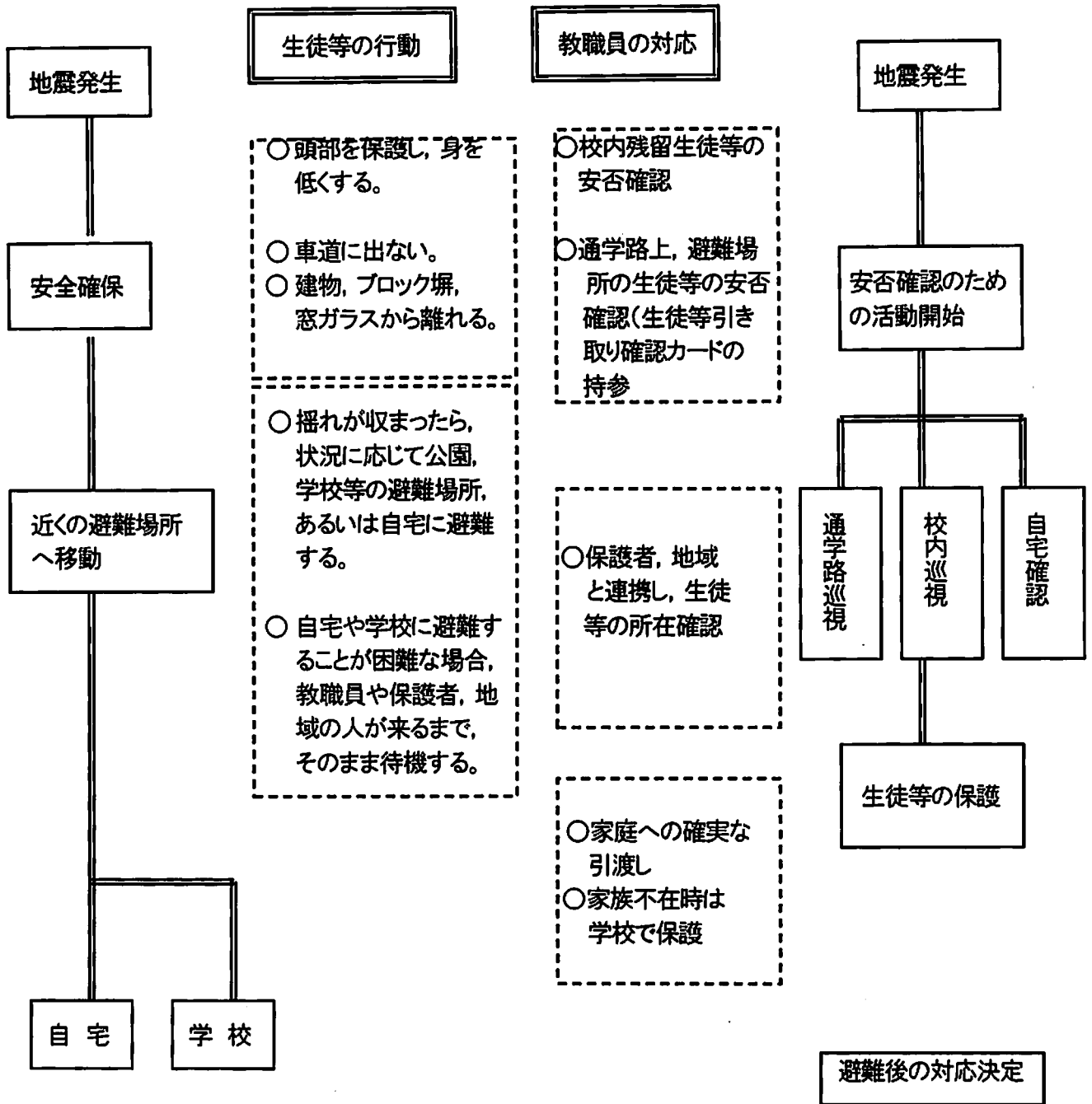
(4) 校外活動中の災害対応マニュアル



※ 修学旅行等, 市域外で学習しているときに仙台市内に地震があった場合

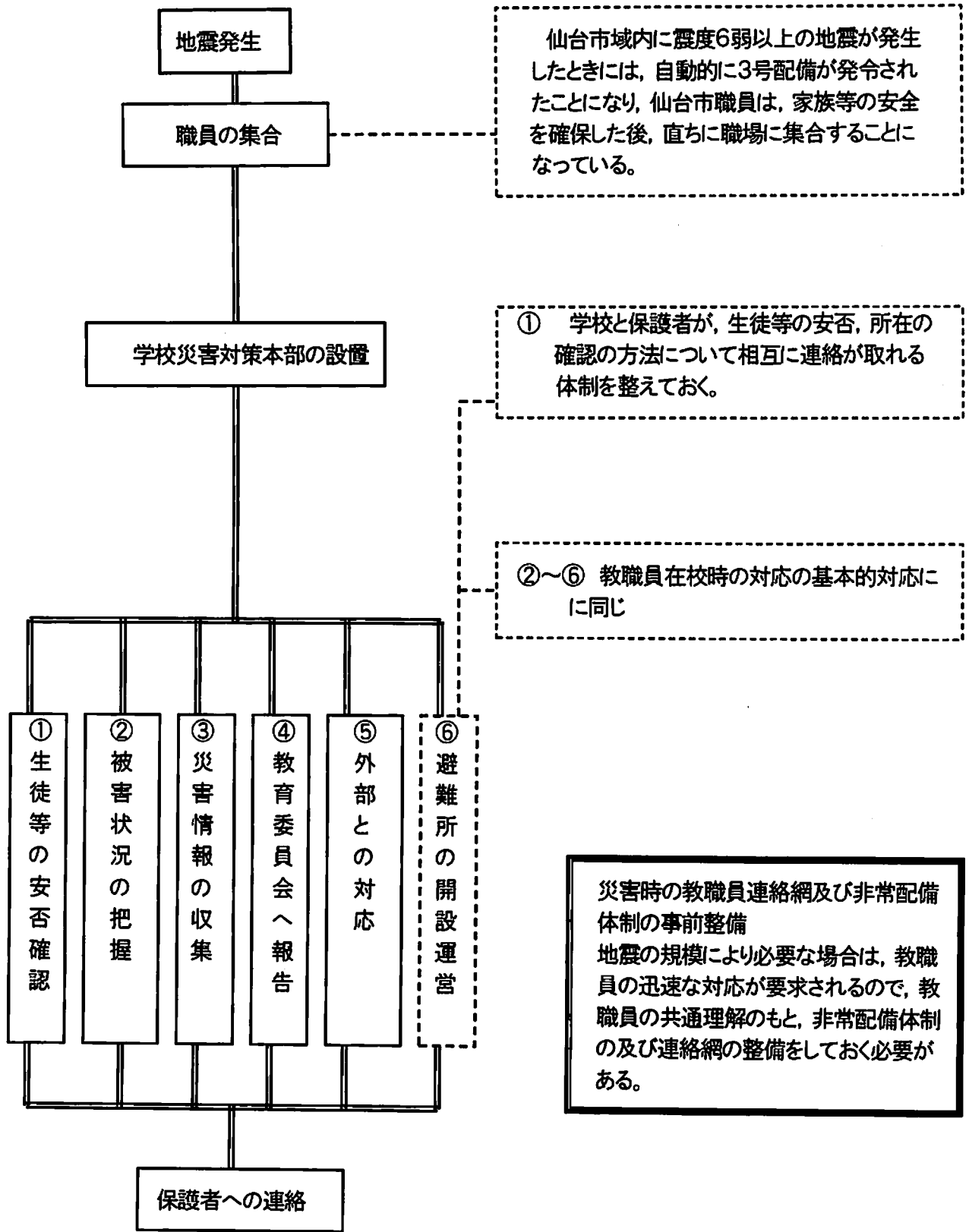
- ・地震の規模, 被害状況等の情報収集
- ・学校または教育委員会への連絡, 指示を受け対応
- ・地元公的機関や関係機関(旅行業者等)との連携
- ・生徒の不安に対する対処(状況説明, 今後の対応等)

(5) 登下校時の災害対応マニュアル



状況に応じた対応(生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携)ができるように事前の協議が必要である。

(6)教職員在校時外の災害対応マニュアル



仙台市域内に震度6弱以上の地震が発生したときには、自動的に3号配備が発令されたことになり、仙台市職員は、家族等の安全を確保した後、直ちに職場に集合することになっている。

① 学校と保護者が、生徒等の安否、所在の確認の方法について相互に連絡が取れる体制を整えておく。

②～⑥ 教職員在校時の対応の基本的対応に同じ

災害時の教職員連絡網及び非常配備体制の事前整備
 地震の規模により必要な場合は、教職員の迅速な対応が要求されるので、教職員の共通理解のもと、非常配備体制の及び連絡網の整備をしておく必要がある。

(7)教職員非常配備計画

※ 仙台市防災関係規定「非常配備等に関する要領」より

区分・市教委 配備		配備基準	六郷中での配備体制
警戒配備 総務課長 総務係長 教育指導課長 管理係長 学校施設課長 管理係長 生涯学習課長 企画係長	警戒体制	(1)宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき (2)市内に大雨, 洪水, 暴風等の警報が発表され, 災害が発生し始めたとき (3)その他危機管理監が必要と認めるとき	校長等 (他の職員は, 待機)
	災害警戒本部体制	(1)宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき (2)大雨, 洪水, 暴風等により, 市内に災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (3)その他, 危機管理監が必要と認めるとき	
非常1号配備 教育局職員の概ね3分の1の職員	災害対策本部体制	(1)市内で震度5弱の地震が発生したとき (2)宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき (3)大雨, 洪水, 暴風等により, 市内に災害が発生し, かつ拡大するおそれがあるとき (4)市内に大規模な火災, 爆発その他重大な災害が発生したとき (5)その他, 市長が必要と認めるとき	校長, 教頭 主任会メンバー 主任技師, 給食技師 (他の職員は, 待機)
非常2号配備 教育局職員の概ね3分の2の職員	災害対策本部体制	(1)市内で震度5強の地震が発生したとき (2)大雨, 洪水, 暴風等により, 災害が本市の区域に広範囲で発生し, 更に拡大するおそれがあるとき (3)その他, 市長が必要と認めるとき	校長, 教頭 主任会メンバー 副主任 主任技師, 給食技師 (他の職員は, 待機)
非常3号配備 全職員	災害対策本部体制	(1)市内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2)本市の全域に大規模な災害が発生したとき, または, 全域に拡大することが予想されるとき (3)その他, 市長が必要と認めるとき	全教職員

※ 職員は, 家族等の安全を確保した後, 職場集合とする。(学校, 学区内及び生徒に被害があるときは, 状況に応じて職場集合とする。)

※ 教職員は, 生徒の安全確保を最優先とし, 安否を確認する。

(8)避難所開設運営の支援マニュアル

I 目的:

本校が、収容避難所となった場合、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II 位置付け:

このマニュアルは、本校の防災計画における指定避難所としての備えに関しての、細部についてのマニュアルである。

III マニュアルの構成:

1 日常の確認

①収容避難所としての開放区域(校舎・校庭等)の利用計画

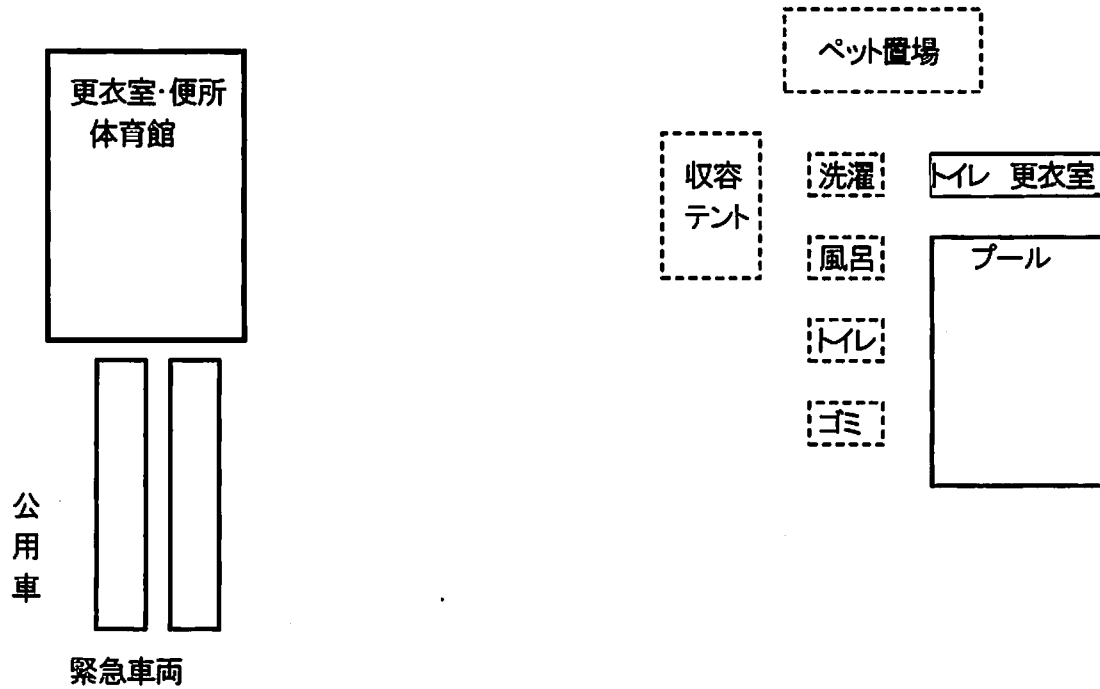
収容避難所として開放することを要請された場合に備え、あらかじめ校舎等の開放区域を次のとおり定める。

収容避難所における学校施設の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所	体育館, 武道館, 校庭テント
2	管理運営所(連絡所)	1階指導室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	2-1, 職員室一部
5	情報掲示場所	昇降口
6	ゴミ集積所	プール西側
7	仮設トイレ設置場所	プール西側
8	救援物資集積場所	1階特活室
9	救援物資配布場所	技術室
10	臨時霊安室	1階理科室
11	仮設電話設置場所	1階廊下
12	風呂	プール西側
13	更衣室	体育館更衣室, 武道館更衣室, プール更衣室
14	洗濯場	プール西側
15	物干し場	プール西側
16	ペット置場	校庭北側
17	介護室	2-2
18	喫煙場所	
19	相談室	2階相談室
20	調理室	2階理科室
21	給水室	
22	緊急車両用駐車場	給食搬入口前
23	休養室	
24	ボランティア本部	2-3

※2年の教室は、3・4階の指導室に移動する。

②利用場所



[1階]

給食棟 立入 禁止	玄関	昇降口		待活室 物資庫	トイレ	技術室 物資配布所		更衣室 便所	
	掲示 電話								武道館
	理科室 霊安室	保健室 救護所		指導室 管理所	2-1 情報室	2-2 介護室	2-3 ホ本部		

※給食棟は、本校栄養士、給食技師以外は「立入禁止」になっている。

[2階]

トイレ	配膳室	事務室	和室 湯沸室 印刷室	放送室	コンピュータ室	トイレ	理科室 調理室
制限区域							
校長室	職員室 情報室	図書室		備蓄室	ピア	エコー	相談室 相談室

◎避難所として1階を開放する。2階以上は、授業再開の障害になる可能性があるため、基本的には開放しない。

③校舎等の鍵の保管

地域の皆さまへ

学校職員が、施設の鍵の管理をしており、災害発生時には急いで学校へ向かいますが、職員の到着が遅れた場合は、河北新報 六郷支店さま(六郷中向かい 相澤安雄さま)に鍵の保管をお願いいたしております。

◎災害時は、若林区役所災害対策本部(282-1111)が避難所を開設するが、対策本部が避難所を開設・運営するまでの間、町内会長の判断で六郷中学校の体育館、武道館、プール(消火用水)を開錠し、六郷中学校区連合町内会として消防署、警察署、六郷中学校の指示のもと避難所を運営する。

④開放・運営に係る区役所との確認

仙台市地域防災計画により、本校に対し収容避難所としての開設要請を行い、また開設後の収容避難所管理運営を行うのは若林区役所災害対策本部となる。

このことにより、収容避難所としての開設要請等に関しては次のとおりとする。

収容避難所管理運営	若林区役所災害対策本部
連絡先	若林区役所健康福祉班(保健福祉センター) 電話 282-1111

⑤災害物資の情報

●災害救援物資の備蓄 (校舎2階 災害物資備蓄庫 Mkey使用)

No.	物資	内 訳	備 考
1	クラッカー	630食(70食×9箱)	
2	アルファ米	1,200食(50食入り×24箱)	
3	飲料水	600ℓ(1.5ℓ×10本入り×7箱)	
4	簡易組立トイレ	5基(内、障害者用1基)	
5	救急箱	2基(カットパン、清浄綿、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾、絆創膏、はさみ、ピンセット、毛抜き、消毒液、ポリ袋)	
6	避難所開設準備品	1セット (収容ケース1箱、腕章、避難所開設・運営マニュアル)	

※浄水器、粉ミルク、哺乳瓶等は若林区役所に備蓄されている。

コミュニティ防災センター備蓄資材一覧

No.	品 名	数 量	No.	品 名	数 量
1	消火器	10本	17	つるはし	5丁
2	消火用バケツ	20個	18	ビニルひも	5個
3	給水用ポリタンク(20ℓ)	5個	19	金てこ	3本
4	給水用タンク(10ℓ)	40個	20	防水シート	100枚
5	ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	21	土のう袋	200枚
6	カラーコーン	10個	22	なた	5丁
7	コーンパー	5個	23	サイレン付メガホン	3丁
8	トラロープ	5個	24	担架	3式
9	救急医療セット	3式	25	組立水槽(1立方ℓ)	2式

10	毛布	200枚	26	炊飯装置	2式
11	保安帽	50個	27	オイルパン	2個
12	鉄杭(パイプ)	40本	28	投光機付発電機	3式
13	鉄杭(丸棒)	40本	29	発電機用オイル(4リットル缶)	2缶
14	ヘッドキャップ	5個	30	テント	2式
15	10ポンドハンマー	5丁	31	金属はしご	2個
16	スコップ	10丁	32	リヤカー	1式

●学区内、近隣のコミュニティー防災センター等

◎東六郷コミセン	289-6091	(二木字山王77-2)
○沖野コミセン	286-1905	(沖野3-30-1)
○七郷六丁目コミセン	288-8031	(六丁の目中町14-30)
・六郷市民センター	289-5127	(今泉1-3-19)
・六郷保健センター	289-5126	(同上)
・七郷市民センター	288-8700	(荒井字堀添65-5)
・七郷保健センター	287-3255	(同上)

●学区内指定避難所

○六郷小学校	(六郷11-11)	76図(ゼンリン住宅地図)
○東六郷小学校	(二木字山王前2-6)	87図
◎六郷中学校	(六郷13-1)	80図
○沖野小学校	(沖野3-20-1)	65図
○沖野中学校	(沖野2-29-50)	61図
○沖野東小学校	(沖野字高野南89)	68図

2 収容避難所開設・運営の協力・支援

校長等は、若林区災害対策本部より収容避難所開設の要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を、若林区災害対策本部と協議のうえ開放する。

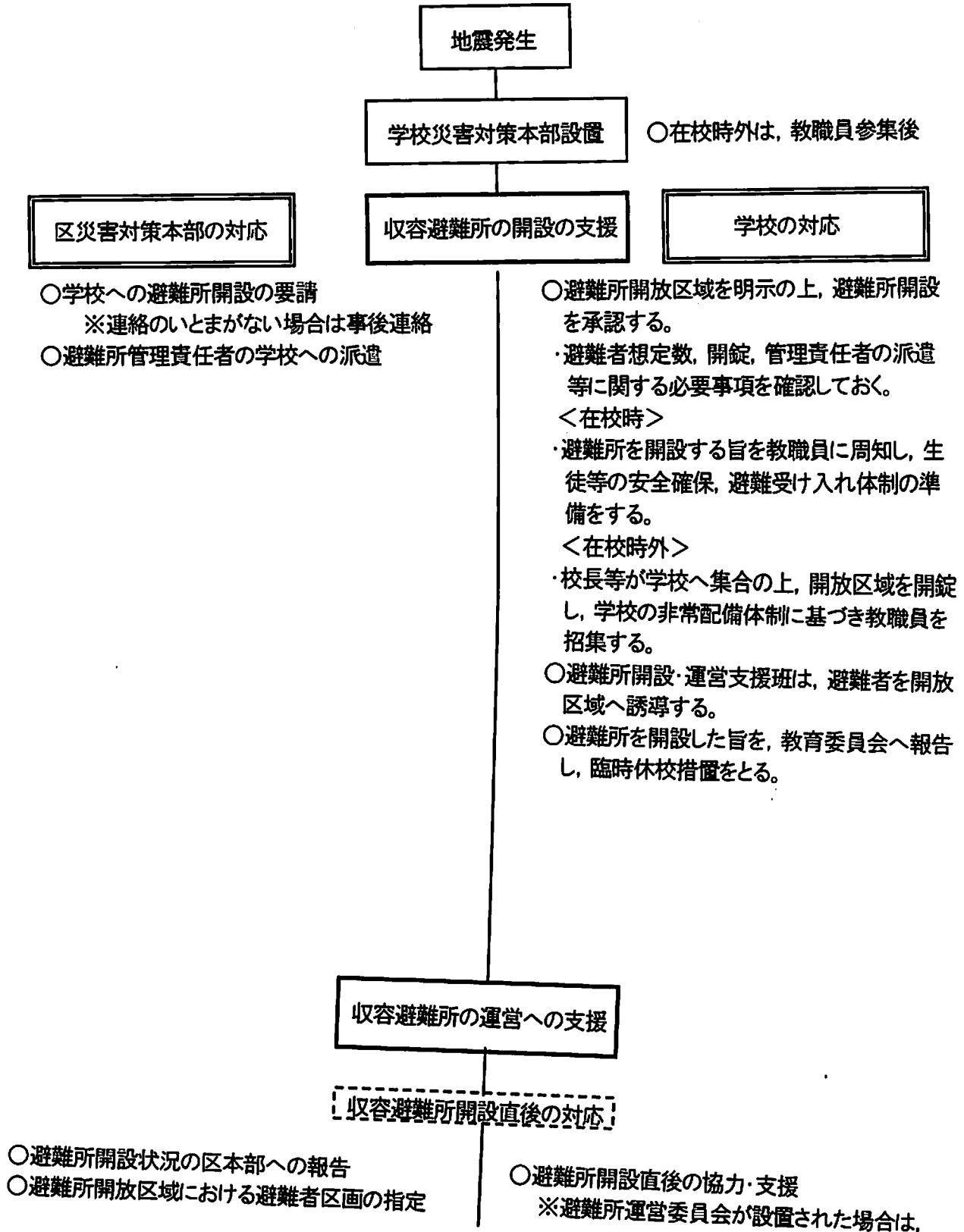
(仙台市地域防災計画においては、「避難所を開設する場合には、区災害対策本部は施設管理者(校長等)に連絡し、了解を得るものとする。ただし、事態が緊迫し連絡のいとまがない場合には、事後に施設管理者に連絡をし、了解を得るものとする。」としている。)

校長等は、自校を収容避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、学校の臨時休校についても報告・協議する。

【若林区災害対策本部が収容避難所を開設するまでの対応】

六郷中学校区の連合町内会との話し合いにより、町内会長の判断で、体育館、武道館、プール(消火用)を開錠し、六郷中学校区連合町内会として消防署、警察署、六郷中学校の指導・指示のもと避難所を運営する。

①学校災害対策本部における支援マニュアル



避難所開設・運営支援班が中心となり各班を支援する。

※場合によっては学校で対応

管理責任者
(区役所)
施設管理者
(校長)

委員長
連合町内会
副会長
()

庶務班	避難人員の管理、各班との連絡調整
	町内会役員 PTA役員 教諭
環境管理班	避難所の環境・衛生管理・防災防犯対策
食糧物資班	食糧、生活物資等の請求、保管、仕分け 配布
各室責任者	各室への連絡調整、生活物資等の仕分け、配布

※場合によっては学校で対応

○学校内にある避難所運営に役立つ備品、施設等の点検・整理

避難所収容長期化に対する対応

- 避難所運営委員会の設置
- 連絡所の設置
- 避難者名簿の作成、各種書類の整備
- 避難所周辺の被災状況の把握
- 避難所の日常業務の管理

- 避難所開設直後の対応で継続
- 臨時休校、学校教育再開に関して教育委員会と連絡・協議
- 避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援

- 避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への適宜報告
- 学校教育活動の再開

収容避難所の閉鎖

○避難者の居住先の確保

○収容避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復

②校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 収容避難所開設直後の対応

(1)校長等(施設管理者)の役割

※すでに避難者が校庭に集合しており、若林区災害対策本部からの収容避難所管理責任者(開設員)が到着していない場合

①必要な収容スペースを、あらかじめ学校として定めておいた開放優先順により開放し、応急的な収容措置

②収容避難所責任管理者(開設員)に代わって、「仙台市地域防災計画」において想定されている初期対応

ア 避難所開設状況の若林区災害対策本部への報告

イ 避難所開設区域における避難者区域の指定

ウ 災害弱者への配慮

・寝たきり老人、障害者等

エ 大量避難者対応のためのテント設置

オ 概括的な避難状況等の若林区災害対策本部への報告

・収容人数、食糧、毛布、寝具等の必要数

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

①飲料水・生活水の確保

②電気・照明器具、燃料の確保

③応急トイレの設置・維持管理

④負傷者に対する応急措置

⑤備蓄物資、救援物資の要請・受け入れ、管理・確保

⑥施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理

⑦避難者との連絡窓口、情報提供

⑧学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設を点検整理

2 避難収容長期化への対応

(1) 校長等(施設管理者)の役割

①避難収容が長期化する場合に、収容避難所管理責任者(開設員)に代わって、「仙台市地域防災計画」において想定されている対応

ア 連絡所の設置

イ 避難者名簿の作成及び各種書類の整備

ウ 避難所周辺の被害状況の把握

エ 避難所日常業務の管理

オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班としての役割

避難所開設直後の対応を継続する他、次の項目

①共同炊き出しへの協力

②ボランティア受け入れへの対応

③避難所内の秩序維持, 盗難防止, 防火見回り

(3) 本校のライフライン

【電気】 キュービクルは, 校門付近 (配電盤等は, 鍵 No.29)

- ①体育館
 - ・中央入り口南側ボックスに, メインスイッチ(非常誘導灯とバッテリーに通電のため常時 ON)と照明のスイッチ
 - ・コンセントは20A (放送室内配電盤で確認のこと)
- ②校舎
 - ・ブレーカーは各教室, 廊下はトイレ付近
 - ・コンセントは20A
- ③武道館
 - ・入り口付近にスイッチ及び配電盤
 - ・消灯の際は, スwitchのパイロットランプで確認のこと

東北電力仙台南営業所 282-8111

電気保安協会 245-5101

090-4883-5252

【水道】 ピットは, 東西男子トイレ(鍵 No.34, 35, MK)

①校舎, 体育館, 武道館, 外トイレ

- ・受水槽は, 校門付近
- ・高架水槽は, 屋上東端[高架水槽に遮断弁。屋上西出入口(鍵 No.11), 水槽室(鍵 No.15, 16, MK)]
- ・体育館と武道館トイレは, 凍結防止のため寒冷時に暖房が入る。

②プール

- ・校舎とは別系統(5月~9月のプール使用期間中のみ開栓)
- ・元栓, 水抜き栓は, 更衣室南側 (元栓と水抜き栓は, 鍵 No.28, 開栓用ハンドルは, プール女子更衣室(鍵 No.28))

【ガス(プロパン)】

- ・ガス貯蔵室は校門付近
- ・ガス供給場所は, 1階理科室, 2階理科室, 湯沸室, 3階調理室, 給食室(立入禁止)

【暖房】

①体育館, 武道館には, 暖房はない。(寒冷時, トイレ水の凍結防止のため自動で ON)

②使用している普通教室は, FF 式石油ストーブ。

③本校の移動式暖房器具の概数

・ジェットヒーター 5台

・ポット式石油ストーブ 7台

・家庭用ファンヒーター 4台

④石油の備蓄(油庫) ・約200%

【電話】 ○289-2158(職員室, 停電対応電話)

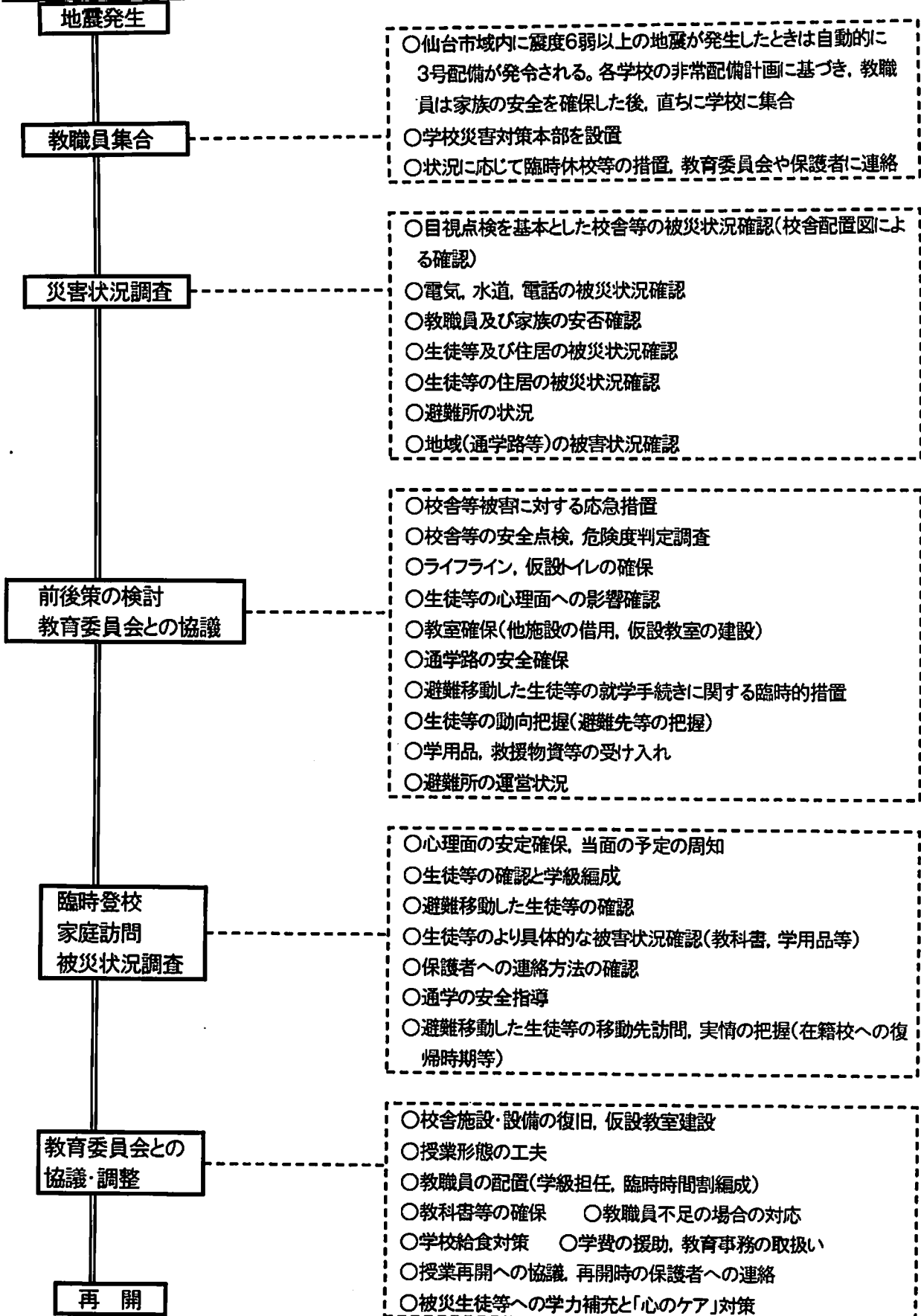
○294-9351(校長室)

○294-9352(FAX)

○289-4753(廊下, 緑色公衆電話)

=災害時は, 込み合うため 携帯電話, FAX 電話, 公衆電話を利用=

(9) 授業再開に向けた対応マニュアル



(10)六郷地区主要連絡先等一覽

①公所, 医療機関等一覽

市役所	仙台市役所	261-1111				
	教育指導課 課長	214-8874	教育相談課 課長	214-5228		
	FAX	264-4437	FAX	214-0003		
	健康教育課 課長	214-8880	教職員課 課長	214-8870		
	FAX	268-2935	FAX	214-8849		
	学事課 課長	214-8859	総務課 課長	214-8855		
FAX	264-4428	FAX	261-0142			
	学校施設課 課長	214-8863				
FAX	214-8896					
区役所	若林区役所	281-1111	若林保健所			
	六郷市民センター	289-5127	東六郷コミュニティセンター	289-6091		
	FAX	289-6359	沖野コミュニティセンター	286-1905		
	沖野市民センター	282-4571	六郷保健センター	289-5126		
	FAX	285-4681	今泉運動場(プール)	289-4235		
消防	若林消防署	282-0119	若林消防署六郷出張所	289-4365		
	災害案内ダイヤル	282-0119	六郷消防団			
海上保安庁(海難事故等)		118	災害用伝言ダイヤル	171		
警察署	南警察署	246-7171	南警察署六郷交番	289-2054		
学校	六郷中学校	職員室	289-2158	沖野中学校	職員室	285-6501
		FAX	294-9352		FAX	294-1356
		校長室	294-9351		校長室	294-1355
	六郷小学校	職員室	289-2157	沖野小学校	職員室	286-2831
		FAX	289-4543		FAX	286-2888
		校長室	289-4542		校長室	286-2834
	東六郷小学校	職員室	289-2253	沖野東小学校	職員室	285-4641
		FAX	289-4895		FAX	294-1542
		校長室	289-4271		校長室	294-1541
	仙台東高校		289-4140			
		FAX	289-4383			
	医療	仙台市立病院	266-1111	広南病院	248-2131	
救急救命センター		263-9900	西沢脳神経外科	263-2438		
国立仙台病院		293-1111	大友外科胃腸科	285-5888		
齋藤整形外科		289-2825	結城時男内科	289-3322		
西尾美栄子整形外科		282-2402	沖野内科	285-8266		
仙台整形外科		288-8900	藤木こども医院	286-8811		
わかばやし眼科		390-0301	やべ内科クリニック	285-3151		
前川眼科		223-3727	大泉医院(内科)	286-6603		
矢端眼科		285-8228	若林クリニック(内科婦人科)	289-8588		
六郷歯科		289-4273	仙台東鍼灸接骨院	282-7944		
沖野歯科		286-2123	平山接骨院	282-9931		

	松井歯科医院 さとうたけし歯科医院	289-5533 285-6444	さとう接骨院 元接骨院 ささもり接骨院	285-0770 289-3140 286-9483
その他	特養ホーム 杜の里 農協六郷支店	289-7111 289-2114	老人保健施設はくれい	289-6363

●土曜日の午後, 二曜日, 夜間診療の主な近隣医療機関

○仙台市急患センター(若林区舟丁64-12 TEL 266-6561)

●診療科目・受付時間

診療		内科	小児科	外科	整形外科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科
	科目							
	受付時間							
平日	準夜 19:15~23:00	○	○	○				
	深夜 23:00~翌7:00	○	○					
	午後 14:45~18:00	○	○	○				
土曜	準夜 18:00~23:00	○	○	○				
	深夜 23:00~翌7:00	○	○					
	昼間 9:45~17:00	○	○	○	○	○	○	○
休日	準夜 18:00~23:00	○	○	○				
	深夜 23:00~翌7:00	○	○					

○眼科

矢端眼科(若林区一本杉7-15 TEL 285-8228 休診:木)

土曜 9:00 ~ 13:00 14:30 ~ 18:00

田中眼科(青葉区中央3-8-31 TEL 261-8837 休診:水, 祝)

土・日曜 10:00 ~ 13:00 15:00 ~ 18:30

○耳鼻科

木ノ下耳鼻咽喉科(若林区木ノ下1-24-15 TEL 291-1833 休診:水, 祝)

土曜 9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 17:00

日曜 9:00 ~ 12:00

○歯科

松井歯科(若林区上飯田4-13-17 TEL 289-5533 休診:木, 日, 祝)

土曜 9:30 ~ 12:30 14:00 ~ 17:00

ピア歯科医院(若林区蒲町25-2 TEL 285-4623 休診:日, 祝)

土曜 9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 16:30

さとうたけし歯科医院(若林区上飯田2-5-30 TEL 285-6444)

月・火・水 ~ 20:00

②学区内指定避難所(○印)等

○沖野中学校	(沖野2-29-50)	61図(ゼンリン住宅地図)
・清涼寺	(沖野7-43-60)	62図
○沖野小学校	(沖野3-20-19)	65図
・六郷幼稚園	(沖野5-4-33)	65図
・沖野コミュニティー防災センター	(沖野3-30-1)	65図
・沖野市民センター	(沖野7-34-43)	66図
(児童館・デイサービス併設)		
○沖野東小学校	(沖野字高野南89)	68図
・ロリポップ幼稚園	(沖野字高野南197)	68図
・仙台東高校	(下飯田字高野東70)	69図
・満蔵寺	(上飯田3-15-1)	74図
・六郷市民センター	(今泉1-3-19)	75図
(児童館・デイサービス併設)		
○六郷小学校	(六郷11-11)	76図
・ドリーム幼稚園	(下飯田字築道11)	76図
・下飯田集会所	(下飯田字屋敷南)	76図
・ニッペリア	(日辺字沖田東15)	78図
・祐善寺	(今泉2-11-13)	79図
・上飯田マザーズホーム	(上飯田3-27-23)	78図
・JA仙台六郷支店	(今泉1-20-54)	80図
◎六郷中学校	(六郷13-1)	80図
・薬王寺	(飯田字屋敷17)	81図
・特養ホーム杜の里	(三本塚字権太101)	81図
・特養ホーム潮音荘	(荒浜字一本杉南11-1)	82図(七郷学区)
・今泉球場, テニスコート等	(今泉字鹿子穴140)	84図
・医療法人はくれい	(今泉字鹿子穴62)	84図
・長称寺	(二木字水神2)	85図
・昌林寺	(二木字境堀47)	86図
・海楽寺	(井土字宅地19)	86図
・地福寺	(今泉字中村宅地)	87図
・東禅寺	(種次字寺西61)	87図
○東六郷小学校	(二木字山王前2-6)	87図
・藤塚公会堂	(藤塚屋敷)	90図